

第1章 甲府市における対象案件の事業化、事業者選定に向けたシナリオ・手順フロー図等の検討支援

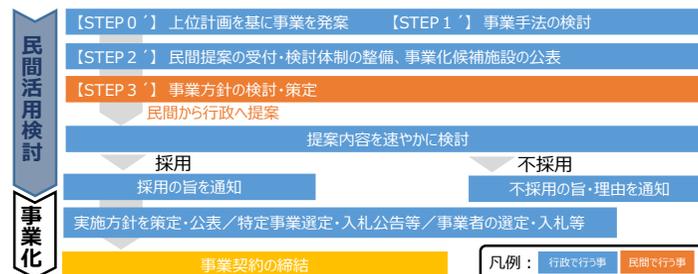
甲府市の民間活用検討の取組み

厳しい市の財政状況、進展する少子高齢化、複雑多様化する市民ニーズ、技術革新の社会変化への対応に向け、多様な主体と連携した行政サービスの更なる効率化、財政基盤の確立に向け、以下の取り組みを進めてきた。

平成28年度	甲府市公共施設等総合管理計画 策定
平成29年度	甲府市PPP/PFI手法導入検討方針、甲府市PFI活用指針 策定
平成30年度	民力活用に関する基本方針 改訂
令和元年度	甲府市公共施設再配置計画 策定
令和2年度	甲府市公共施設等マネジメントにおけるPPP導入ガイドライン 策定

事業化に向けたプロセス・体制の整理

PPP手法実施のプロセス・体制等を整理を実施。PFI法6条による民間提案の手続フローは以下の通りとなる。



第2章 甲府市が行う民間提案に関する一連の公募手続きに対する支援

甲府市農業センター再構築に向けた事業方針検討に対する支援

新農業センターの役割

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 就農者の確保・育成 | ⑥ 生産支援 |
| ② 援農人材の確保・育成 | ⑦ 経営支援 (資金・設備支援) |
| ③ 経営継承支援 | ⑧ 優良農地の再生と活用 |
| ④ スマート農業の推進 | ⑨ 営農意欲の保持 |
| ⑤ 販売活動支援 | |

新農業センターの施設構成

【公共施設 (再整備する機能)】 事務棟、倉庫、温室、パイプハウス、 露地圃場、駐車場	【民間施設 (新規整備する機能)】 シェアハウス、研修所
---	---------------------------------

新農業センターの事業費

設計・建設費	219,711 千円	既存施設解体費・設計費・建設費
維持管理費	1,340 千円	現況実績における年間費用
運営費	87,460 千円	現況実績における年間費用

新農業センターの計画地概要



新農業センター整備にあたり民間ノウハウへ期待する事項

- ① 既存施設の解体、新施設の設計・建設及び維持管理の効率的・効果的な実施
- ② 稼ぐ農業を実践できる人材の確保と育成
- ③ 人材のマッチング
- ④ 農業分野に係るロボット技術・情報通信技術等の技術提供
- ⑤ 情報通信技術や独自のネットワークを活用した新規販路開拓支援
- ⑥ 農業支援との連携を前提とした余剰地の利活用
- ⑦ ①から⑥の実施における財政負担の縮減

民間事業者のアイデア・ノウハウを引き出すための支援（民間事業者への意向確認）

民間事業者への意向確認の目的

- 【目的1】 民間ノウハウ活用の可能性についての確認
- 【目的2】 適切な事業範囲の設定
- 【目的3】 民間提案の募集要領作成に向けた要件の確認

意向確認対象

分野	対象企業数
PFI事業者	PFI事業の実績・農業関連事業の実績があるゼネコン3社
運営会社	新農業センターの役割と同様のサービスを提供している3社

民間事業者への意向確認項目

新農業センターの整備及び公有財産活用について

公有財産利活用パターンと公民連携手法案についてメリット・デメリットについて。

他社とのネットワークも含めて、提供が可能なノウハウ・アイデアについて。

甲府市が負担すべき事項（資産所有、サービス対価の支払い等）や、農業者等のサービス利用者が負担すべき事項について。

公有財産利活用事業を実施する場合、どのような民間収益事業が考えられるか。

本事業で想定される、特有のリスク事項について。

【PFI事業者】民間収益事業についての課題点として生産を事業者自身で行うこと、生産した物の売り先確保（販売ルート）

PFI事業としての見込みについて

本事業において、考慮しておくべき事柄や提示すべき情報について。

PFI法第6条に基づく民間提案制度の活用について

民間提案への参加に対するご意向。

民間事業者からの提案に基づき事業化を進める際には、提案者へ加点等のインセンティブについて。

募集要領案の作成に対する支援

民間事業者への意向確認結果を踏まえ、募集要領の目的、策定にあたってのポイント、公募条件等を整理

民間提案募集の目的整理

- 目的① 民間のアイデア・ノウハウを発揮しやすい業務内容・事業スキーム等、事業条件に係る情報を得ること。
- 目的② 当該事業条件に沿って事業を実施した場合の財政負担削減の可能性の情報を得ること。

公募条件策定にあたってのポイント

1 民間事業者に期待する役割の明確化

市の抱える課題と、民間事業者に期待する役割をより明確に提示することで、民間提案が行われやすい事業とする必要がある。

2 民間事業者のネットワークの活用

新農業センターで目指す役割は多岐に及ぶため、単独の事業者で役割を果たすことは難しく企業間のネットワークを活かしてもらう必要がある。そのため、提供できるサービス、関与できる範囲、推進体制について提案を求める要件とする。

3. 事業範囲及び対象候補地の整理

新農業センターの整備は、施設建設の制約が比較的少ない現農業センター跡地で行い、現農業センター及び小曲圃場の余剰地の活用については、事業には含めずに任意の提案事項にする。

公募条件整理

1 「事業者選定に係る民間提案の取り扱い」について

民間事業者は、施設整備・維持管理を主に行うPFI事業者と、運営面において市が求める多様な役割を担う運営事業者のコンソーシアムになる事が想定されるが、各事業者に期待される役割は異なる。本事業で想定される多様なケースに対応するために、インセンティブの付与対象と、そのインセンティブの加点内容は定めすぎずない条件とする。

2 「提案書類の記載内容」について

市が民間事業者に求める提案内容については、以下の通り設定した。

提案要求項目	想定される内容
事業全体に関する提案	事業コンセプト、事業方針
新農業センターに対する提案	業務内容、事業対象地、事業スキーム、事業スケジュール、その他
事業費に対する提案書	PSC、PFI-LCC、VFM
民間収益事業に対する提案（任意）	事業内容、事業対象地、事業スキーム、事業スケジュール、その他

3 「提案内容の評価の視点」について

民間事業者の提案書を、市がどのような視点で評価するかについて設定する。

民間提案公募に向けての課題

現行の条件を前提とした募集の場合

【課題1】基本計画の策定

基本計画として、施設計画及び維持管理・運営計画を検討することが必要。

【課題2】概算事業費の設定

基本計画に基づく新しい機能・サービスを市直営で実施する場合に、必要な費用を改めて積算することが必要。

【課題3】新農業センターが目指す役割に係る民間事業者の理解促進

県が主催する地域プラットフォームを活用し、本事業について情報発信し官民対話を実施することや、事業所管課が市HP上で参加者を募集したうえでサウンディングを実施することも有効。

【課題4】事業者間のチームアップ支援

民間事業者が事業参画するために、地域プラットフォームを活用したオープン型の官民対話やサウンディングを通じ、事業者情報の提供・交流機会の提供が必要。

【課題5】募集スケジュールの整理

令和3年度	民間提案に向けて詳細検討と民間事業者の理解促進
令和4年度	民間提案公募
令和5年度	事業者選定
令和6年度	設計・建設
令和7年度	供用開始

事業条件を見直すことを想定した場合の課題

【課題1】公共施設の規模の拡充

市の「公共施設再配置計画」に基づき、農業センターと親和性のある他の公共施設との合築・バンドリングを図り、民間事業者の参画が期待できる事業規模を確保する事が必要。

【課題2】農地規制の見直し

小曲圃場にて、意向確認で示された道の駅、インキュベーション施設等の事業化に繋げるために、農地規制の見直しが必要。

PFI法6条に基づく民間提案に留まらない官民連携の模索

- 新農業センターの施設整備及び維持管理は従来方式で実施し、運営面において官民連携を図ることも考えられる。
- 「就農者の確保・育成」、「援農人材の確保・育成及び経営継承」の業務は、民間事業者からノウハウ提供が期待されるため、引き続き官民連携の可能性を探ることが必要。
- 「スマート農業の推進」も、民間事業者のノウハウ発揮に期待できる。但し、スマート農業という手段が目的化しないよう、対話を通じた官民で目指す方向性を共有が必要。
- 小曲圃場の余剰地活用は、将来的な方針について、改めて庁内全体で方向性を検討することも有用。

第3章 民間提案の普及拡大方策の検討

支援を通じて得られた知見の整理

1 公共が想定する事業方針（基本構想）、事業計画（基本計画）の明確化

公共は、自ら事業方針・計画を策定することが不要で民間に全て任せることが可能と捉えられがちである。そのため、公共には事業方針及び事業計画を、自ら明確化する必要があることへの理解が求められる。

2 民間事業者との継続的な対話

広範で高度かつ専門的な公共サービス提供を目指す場合、公共側で、民間ノウハウの活用が可能か把握しておくことが望ましく、公共と民間事業者間で継続的な対話が求められる。

3 民間提案に向けての事業者間のチームアップ支援

民間事業者のチームアップが可能な情報や交流機会の提供のために、地域プラットフォームを活用したオープン型の官民対話、マーケットサウンディングを行うことが効果的である。

普及拡大方策の検討

1 民間事業者にとってのメリットの発信

民間事業者の提案が採用された場合、事業者選定時に自らのノウハウを発揮しやすい発注内容・条件となり有利となる点等、民間事業者にとって、民間提案へ参加することのメリットを発信することが必要。

2 公共にとってのメリットに対する理解促進

庁内でPFI導入可能性に係る検討を行う場合、相応の事務負担と知識等を要するが、PFI法6条に基づく民間提案は民間事業者が検討を行い提案することとなる。それにより、公共にとっては効率的・効果的に事業検討を図ることができ、PFI案件形成を後押しすることにつながる。こうしたメリットに対する理解が公共側に拡がること、同法に基づく民間提案普及拡大につながる。